

2 練福介第 6349 号
令和 3 年 2 月 10 日

区内各地域密着型通所介護事業所（宿泊サービス実施事業所）責任者 様

練馬区高齢施策担当部長 吉岡 直子
(公印省略)

宿泊サービス実施事業所における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について

日頃から、練馬区の高齢者福祉施策にご理解、ご協力をいただきまして真にありがとうございます。併せて、各事業所における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてご尽力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、年末年始の新規感染者急増のあと減少傾向となっておりますが、医療機関・福祉施設を中心とした感染・クラスターが全国的に発生している状況です。

宿泊サービスを実施する事業所におかれましては、高齢者施設に準じた適切な感染防止対策の実施を前提として、利用者やご家族等の状況を踏まえ、必要なサービスを提供していただきますようお願いいたします。

記

1 「介護職員の感染対策マニュアル」等について

国のホームページ（「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」）には、事業所等の介護職員が留意すべき事項等が記載されております。事業所内の職員に対し研修等により、周知していただくようお願いします。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taishakumatome_13635.html

2 留意事項等

事業所内感染を徹底的に防止するため、事業所の設置者におかれましては、次の対策に万全を期してください。

- ① 従事者等が感染源とならないよう、「三つの密」が生じる場を徹底して避けるとともに、症状がなくても患者や利用者とは接する際にはマスクを着用する
- ② 手洗い・手指消毒の徹底
- ③ パソコンやエレベーターのボタン等複数の従事者が共有するものは定期的に消毒する
- ④ 食堂や詰め所でマスクを外して飲食をする場合、他の従事者と一定の距離を保つ
- ⑤ 日々の体調を把握して少しでも調子が悪ければ自宅待機する

※事業所において、利用者等について新型コロナウイルス感染症を疑った場合は、早急に個室隔離し、保健所の指導の下、感染対策を実施し、標準予防策、接触予防策及び

飛沫感染予防策を実施してください。

なお、日頃の感染防止のための取組につきましては、令和2年10月15日付厚生労働省事務連絡「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（介護保険最新情報Vol.881）の入所施設向け事項についても御参照くださいますよう、お願いします。

3 その他

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための対応の徹底をよろしく願っています。

区ホームページにおいて、「新型コロナウイルス感染症」に関する情報を公開しておりますので、ご参照ください。

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/hoken/kansensho/2019-nCoV/index.html>
（事業者向けページ）

<https://www.city.nerima.tokyo.jp/hokenfukushi/kaigohoken/jigyo/shingatakorona.html>

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も区から必要に応じて最新情報等をお知らせしていきます。

〈問合せ先〉

練馬区高齢施策担当部介護保険課事業者指定係
電話 03-5984-1461（直通）